

カテゴリー3

申請後の問合せ

- 審査はどうなっていますか？

A.審査完了後に、補助金交付決定通知書を順次郵送しておりますので、個別の審査の進捗状況に関しましてはお答え致しかねます。書類に不備など、行程表、しおりの内容の確認の場合のみ、観光協会から問合せをさせていただきます。

- 申請人数 21 名 2泊3日。2日目2名欠員、2泊目人数 19名。規定を満たすのか？

A.バス搭乗人数 20 名以上、1泊が 20 名以上なら規定を満たします。キャンセル料が宿に入る場合は条件を満たします。

- 交付決定後でも取り消しがありますか？

A.あります。補助要件を逸脱したもの、例) 規定人数に満たない催行不正が発覚したもの、未催行のものなどについては取り消します。

- ツアーの日程、人数、有料施設の変更が生じた時には、補助金変更（中止）届出書が必要か？

A.日程の変更は、届出書を提出していただきます。有料施設の変更と人数の変更は規定の人数（20名）を下回らなければ、提出の必要はありません。

- 補助金の交付はいつですか？

A.ツアー催行後、14日以内に①実績報告書（様式第4号）
②宿泊証明書（様式第5号）③補助金請求書（様式第6号）
④実際に行ったツアー行程表（実施日時、観光施設が確認できるもの）
⑤補助金の対象経費を確認できる領収書（バス代、有料施設の利用が確認できる領収書）を郵送いただいてからの審査。審査完了後、すみやかに交付ですが、
明確な期日等のお問い合わせにつきましては、お答え致しかねます。